

第十五回 参議院電氣通信委員會會議錄第八号

(三三)

昭和二十七年十二月二十二日(月曜日)
午後一時五十分開会

委員の異動

十二月十九日委員新谷寅三郎君辭任につき、その補欠として高木正夫君を議長において指名した。
十二月二十二日委員高木正夫君辭任につき、その補欠として新谷寅三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 溝淵 春次君
理事 尾崎 行輝君
委員 鈴木 恭一君
新谷寅三郎君
佐多 忠隆君
稻垣平太郎君
水橋 藤作君

國務大臣

郵政大臣 高瀬莊太郎君
政府委員 郵政省電氣
通信監理官 金光 昭君

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
會專門員 常任委員 柏原 榮一君
會專門員

本日の會議に付した事件
○電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(溝淵春次君) 只今より電氣通信委員會を開会いたします。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法律案はすでに公報にて御承知のことと思いますが、去る十二月二十日衆議院におきましては内閣提出案通り、即ち原案の通り可決いたしました。直ちに本院に送付せられまして、同時に本委員會に正式に付託と相成つた次第でございます。以上御報告申し上げます。

なお本日は本法律案の採決までいたしたいと思ひますので、そのお含みで質疑のあるかたはこの際質疑を続けて頂きます。

○水橋藤作君 大臣にお伺ひいたしました。が、いつも私が申し上げる通り、政府が電信電話に對しての事業の發展のために、當院では二回、三回と決議いたしました。が、その誠意のほどが示されないで、又ここに加入者の負担によつて電話を復旧させようとしてゐるわけなんです。提案理由の説明にも、經濟の基礎の發展の一施策として電信電話の拡充を取上げなければならぬという事を認めていながら、その二十億の金を融通しないが故にこういう結果になる。結果としては金を持たない人は電話を引くことはできないという結果になりますので、我々は國民の、要するに文化的或いは又經濟的、あらゆる方面に電話を最も公平にあまねく國民に利用価値が十分あるようにしたいというのが公社の目的でもあり、我々の目的でなければならぬと、かように考へるわけでありまして、そこで都市

においては六万円に三万円で九万円、約十萬円の金が必要ならば電話が引けないということになると、特殊の人のみが電話の利用に當るといふような結果になると思ひます。私は先ずこの法案を出す前に、二十億の金を出すために協力されたかどうか。それからその協力の過程において、どういふ結果二十億の金が融通がつかないのか、その点について大臣から説明願ひします。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) たしかに電話の架設につきまして、受益者に償券を持つてもらわなければならぬといふことは望ましいことではありませぬ。ただ併し運用部の資金から金を借りるとか、運用部で社債を引受けるといふことが十分に行きますれば、こういうことに訴へる必要もないのであります。が、運用部の資金につきましては、予測通りなかに、今年度は伸びておりません。そんな關係から運用部資金計画のほうも非常に窮乏でありますので、せめて臨時的なこういう措置でもやりまして、極力整頓拡充をしたい、こういう考えで提案をいたしましたわけでありまして、どこまでもこれは臨時的な措置でありまして、昭和三十一年三月までの措置で、できるだけこういうことをやらねばならぬ、こういう点は全く御同意であります。

○水橋藤作君 大臣も認められるように、やはり日本の電話の復興振りが遅い、遅れているのは、かつて資金面にあるといふふうにお認めになつてお

られると思ひますが、今の政府の考へ方はこれはまあここで申上げておいたしかなかったが、再軍備とか、或いはそういう方面の資金ならば、ちよつとした会社にも融通するものであつて、こういう公益性的のあるものにも少し重点を置かなければ日本の平和的文化的の國家の建設がむずかしいといふふうには考へるのであります。吉田總理大臣は再軍備しないのだと言つておられますが、再軍備しないといふ決意の下に、この電信電話の復興を圖ろうとするならば、私をして言わしむるならば二十億の金は何でもよい、出そうといふ誠意があるならば私はできる問題だといふふうには考へるわけなんです。然らば公社といたしましては、資金難のために目的であるところの電話の設備及び、不備欠点の面はやはり金の面と人の力が必要だといふ面から、政府が金がなければやむを得ずとられた措置と私は考へるのであります。然らば半面、これはこのまま放置しておいていいかどうか、政府が金を出さないから電話が現在のままでいいかといふことを考へますと、きに、公社として一つのこういう案を考へてお出しになつたことも無運からぬと思ひますが、要は、問題は二十億の金を出しさえすれば、そして電話を架設すれば必ず赤字にならないのであつて、必ず架設した場合は収入が殖えるのでありますから、そういう面からいつて、もう少しこれは政府が本腰を入れてくれれば、私はこういう措

置がとられなくてもできる可能性が十分あるのだといふふうには考へるわけなんです。が、そういう意味におきまして、私としては公社に對しては一応こういう立法をされたこともやむを得ないと思ひますが、政府の力こぶの入れ方が足りないといふことが一つと、それからもう一つ、こういう場合に、先ほど申しました通り、金を持つてゐる人でなければ引けないという結論になるのですが、これを最も公平に一般のあらゆる方面に電話の活用方を利用してもらふという意味からいつて、仮に例を挙げまして、一カ月一千本なら一千本の電話を引こうと思つたに、公債によるのは或いは七割とか、或いは八割とかいふ方法をとり、ただこの公債を買わなくても引ける途を講じることが最も正しいのじやないか、そういう場合は仮に公債を買わなくても引ける途を開くだけでも開いておくことが最も適當ではないかといふふうには考へますが、この点如何でしょうか。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今お話をいたしましたように、公債を持つた人に架設する架設費、それから公債を全然持たないでも架設できるような数、これらの割合をきめてやつたらどうだろうか、こういう御意見であります。が、私どものほうもそういう案をいろいろ考へて検討いたしました。ところが実施上なか／＼困難な点があるのと、そういう二種類を作るといふことが憲法上いろいろ疑義がある、こういうふう

な法制局の意見でありまして、そういうようなことから中止したという次第でございます。

○水橋龍作君 憲法上からどういふところが引つかかるのですか、ちよつと説明して下さい。

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問につきましてお答え申し上げます。法制局等で憲法上の疑義があるということをお申し立てしておりますのは、憲法におきましては、法の下において平等、各国民が平等でなければならぬというところとが新憲法の建前になつておるわけでございます。そこで電話を付けたという場合に、そういう一方において金を負担するといふようなことによつての区別を付けるというところは、厳じ詰めて参りますと、そういう意味の全國民を平等に扱うといふ点にぶつかつて参ります。その点を法制局で申したわけでございます。

○水橋龍作君 そうしますと、引受額の違ふこともこれは公平でないということになりますか、この点どうですか。

○政府委員(金光昭君) 引受額の差を付けましたのは、電話の利用価値につきましては、現在におきましても一級局から十級局といふようなことで料金面においての差も付けておりますし、又設備負担金の額におきましても、御承知のように三万円、二万円の差を付けております。これもやはり電話の利用価値等はやはり加入者の数によつて大いに異なるわけでございますので、むしろ全国的に一律の料金を定めるというところは却つて公平の観念に反するのではないかと存じます。

○水橋龍作君 丁解。
○鈴木義一君 最初に只今のお話に關連してお尋ねしたいのですが、今度の十の十以内の債券を買わなければならぬといふことになりましたと、只今水橋君から言われたように、金持ちでなければ引けないといふこともさることながら、電話の公益性というものが非常に阻害されて来るのではないか、金を持つてこの負担をしなければならぬ。電話の経済的価値といふものはよく我々承知いたしておるものであります。三万円と六万円と九万円といふものを払込まなければならぬといふことになりましたと、その点が非常に公益性が阻害される。併しそれは法の下に平等であるのだといふふうな考え方も形式論としては成り立つものであります。従来優先受取といふものは内規でやつておられるはずでございますが、そういうものと趣向を来たすのじやないか、そこいらはどういふふうに調整されますか。いわゆる公益性の問題と関連いたしまして、その点をお尋ねしたいと存じます。

○国務大臣(高橋貞太郎君) お答え申し上げます。その点二色あるかと思ひます。一つは、公益上必要がある場合には優先させるという、その点については第六條で「公益上必要がある場合その他郵政大臣が定める事由がある場合において、郵政大臣の認可を受けたときは、云々で、引受を免除する」といふことになっております。といふことと、先ほどもからお話いたしましたように、架設するものには平等に債券を持つてもらうということになつておりますから、この債券を持つてもらうと架設するという場合に、や

はり今まで考へておりましたような優先基準というものは適用されて行く、こゝ御座るを願ひたいと思ひます。

○鈴木義一君 そういたしますと、今度の二十億の債券というものは十分消化して余りあるのだといふようにお考へになつておられるのですか。電話の拡張をどの程度もお見込みになつて、どのくらいにこれに申込があるかどうかといふ御計画がござい

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問にお答え申し上げます。年度内二十億の債券の発行を一応予定しておりますが、これに見合います年度内の加入者増設は、補正予算で認められておりますのは二万二千五百でございます。それ以外の本予算で認められまして十萬七千のうちで、まだ架設未済の残つておるものもございまして、それらを合せまして約四萬六千が、来年の一月から三月までの間にこの債券引受の対象となる受取予定数だと見込んでおるわけでありまして、それによりまして、おおむね十五、六億円の金額になるわけでありまして、それであとの残りの四、五億のものはどうするかといふことになりましたと、この四、五億につきましては、加入者増設以外に、例えば市内或いは市外の専用線の申込が別にございまして、そういう専用線の申込の人には、これは法律の上で強制はいたしておりませんが、話し合ひで、納得してくださる専用線を架設する場合には、一定額の債券を引受けてもら

り、或いは地方都市等におきましては、電話局の局舎の改築とか、或いは方式変更等に際しまして、積極的になる程度の費用の負担をして成るべく早くやつてもらいたいといふような要望もございまして、こゝういふ方面のいわゆる地元引受の形による債券の消化といふものを、あとの四、五億見込みました。大体二十億が消化できるのじやないかといふ見通しを立てておるわけでありまして、

○鈴木義一君 そうすると、もうぎりぎりにお考へになつておつて、殆んど優先受取といふようなものは、もう考へる余地はないように私は思ふので、それが、そこで「公益上必要がある場合」云々のこの六條の二のこの改正でございまして、これはどういふ標準をお持ちになるわけですか。

○政府委員(金光昭君) 只今の六條の二の具体的な内容については、公社のほうと打合中でございますが、一応これは省令でその基準を定めたいと存じております。その省令の内容といたしましては、この公益上必要といふふうなもののつきましては、慈善団体或いは學術研究団体或いは育英事業といふようなものを実施しているものについては免除して行つたらどうであらうか、或いは又それに類似したような公益事業を行なつてゐる法人とか、そういうものを一応この公益上のものとして考へておるわけでありまして、なおそのあとにあります「郵政大臣が定める事由がある場合」といふものにつきましては、まだ必ずしも具体的にいつきりこゝういふ場合だといふことを定めておりませんが、例えば地方の電話局等におきまして、債券の引受ができな

い、債券の引受者が殆んどない、そうかと言つて、その設備をいつまでもあけておくといふことは、却つて事業運営上から見て妥當でないといふような特異の例があるとするれば、こゝういふ場合等については、事情を十分斟酌の上、特別に免除したらどうだろうか、こゝういふようなことを考へておるわけでありまして。この郵政大臣が必要と認める場合といふものにつきましては、要するにこれの運用上の何かこゝういふ特別の例等も考へられますので、特にこゝういふ例外規定を設けておいたわけでございます。

○鈴木義一君 お話の筋によれば、非常に公益性といふものに對しては特別の高い標準を持つておられるようなんですが、私の聞きたいののは、もつと少し程度の低いので、例えばお医者さんの電話は一体どういふふうにお取扱いにならうとするのか。要するに今までの優先受取基準といふものを、これと債券とどうマッチされるか、その点をお伺ひしておるので、私は實際優先受取基準といふようなものは全然なくなつてしまふのじやないかといふことを懸念しておるからお聞きしてお

○政府委員(金光昭君) お答え申し上げます。先ほど少し説明が足りなかつたのでございまして、現在これは本年の十月末の十月末の調でございまして、全国の電話を申込みまして、いわゆる申込の積滞数は約四十二萬あるの

のでございまして、四十二萬ありますので、今度の債券引受をいたしますと、これは前の設備負担金を実施いたしましたときでもさうでございまして、恐らく若干の申込の減少といふふうなものがあることは、これは當然予想されるわけでありまして、現在すでに申込んでおる人で、今度債券の引受を條件とされるということになれば、この際

をした者又はその承継人」とありまし
たのを「加入契約が効力を失つた際に
おける加入者」に支払わなければなら
ない、こういうことは要するに今度加
入権を認めたと御趣旨だらうと思
うのですが、二十四年のボツダム政令
でございませう、これがこの夏失効し
たので、電話のいわゆる加入権とい
うものの譲渡を認められるようになった
というのですが、この加入権の譲渡を
失効と同時に認められたという理由に
ついてはお伺いしておきたいと思いま
す。

○政府委員(金光昭君) 只今の御質問
にお答え申し上げます。昭和二十四年
の二月十五日以降の電話につきまして
は、御承知のようにボツダム政令に
よりまして、いわゆる新電話といいた
しまして譲渡禁止をいたして参つたわけ
でございます。ところがこれは御下
でもボツダム政令によりまして占領下
におきまします特別な措置としてボツ
ダム政令で扱われて参つたわけであり
ますので、我々といましては、で
きればその措置をここの分限現在によ
うな電話需要の場合には存続しようかと
存じまして、前々国会に提案いたしま
した公衆電氣通信法案の中におきまし
ても、ボツダム政令でとられましたと
かおおむね御趣旨のことを規定して参
つたのでございませう、たゞ、前
国会の解散等によりまして、急速にこれ
を立法化するといふことが困難になり
ました。そのうちにいわゆるボツダム
政令の最終的な効力期間であります十
月二十四日を迎えるに至りましたの
で、この際一応他に代るべき措置も見
付かりませんし、このボツダ
ム政令による効力はそのままに失効と

いうことになつたのであります。一旦
これが効力を失ひまして譲渡が回復さ
れますと、更にその後の立法措置によ
りまして、再び又この譲渡を禁止する
というやうなこともこれは非常に困難
を伴いますので、一応譲渡禁止を解除
すると同時に、奢侈的投機的な申込を
できるだけ禁止するといふことから、
省令を以ちまして、電話を譲渡した人
はその譲渡後一年以内におきまして
その人の申込については優先受理基
準上最下位におくといふことを措置を
いたしまして、そういう奢侈的投機的
な申込といふものを禁止いたすと同時
に、そういう電話売買上におきまし
て、いろいろ問題を起すべきやうなこ
とをできるだけ避けるやうな措置をと
つた、それ以上のことは到底これは立法
措置等もできがたいときに失効になつ
たわけでございますので、止むを得な
いことじやないかと存じたわけござ
います。

○委員長(溝淵春次君) 速記を止め
て……
午後二時三十二分速記中止
午後三時三十分速記開始
○委員長(溝淵春次君) 速記を始め
て下さい。今日はこれにて散会いたしま
す。

十二月二十日日本委員会に左の事件を付
託された
一、神奈川県茅ヶ崎電報電話局庁舎
建築促進に関する請願(第一〇
四一号)
一、神奈川県茅ヶ崎電報電話局庁舎
新築に関する請願(第一一六
七号)
一、電話の整備拡充に関する請願
(第一二二六号)
一、東京都豊島区電話局の整備拡充
資金に関する請願(第一二二
七号)
一、群馬県沼田電報電話局庁舎新築
等に関する請願(第一二九六号)
一、茨城県磯原町の電話設備整備拡
充に関する請願(第二二七号)
一、栃木県の電氣通信施設整備拡充
に関する陳情(第三一八号)
一、埼玉県所沢電報電話局庁舎新築
等に関する陳情(第三一九号)
第一〇四一号 昭和二十七年十二
月八日受理
神奈川県茅ヶ崎電報電話局庁舎建築促進
に関する請願
請願者 神奈川県中郡茅ヶ崎町長
中村新治
紹介議員 高橋道男君
神奈川県茅ヶ崎電報電話局庁舎は、現
在家主より立退きを要求されているば
かりでなく、老朽狭いのため作業に
困難を來たしており、さらに建築敷地
も既に購入済みであるから、すみやか
に新庁舎を建築せられたいとの請願。

第一二二六号 昭和二十七年十二
月十三日受理
群馬県沼田電報電話局庁舎新築
等に関する請願
請願者 群馬県利根郡沼田町長
細谷清雄君
紹介議員 境野清雄君
群馬県沼田電報電話局庁舎は、特定郵
便局当時そのまゝの郵便局の二階の一
部で業務を運行しているため交換機
の増設は困難であるばかりでなく、機械
設備も旧式であるため従業員の努力に
もかわらず交換能率が上がらず、常
に加入者からの不平不満が多く産業の
振興、官公署、会社、工場等の能率に
及ぼす影響は多大であるから、昭和二
十八年度において庁舎の新築と電話交
換機の設備改善を図られたいとの請
願。

第二二七号 昭和二十七年十二
月八日受理
茨城県磯原町の電話設備整備拡充に
関する陳情
陳情者 茨城県多賀郡磯原町長 片
寄富七外一名
茨城県磯原町は、常磐炭鉱の中心地と
して本年度から都市計画法による都市
計画が施行され、磯原駅を中心に益々
発展が約束されると同時に、極度に電
話の需要が増加し、各所にその熱烈な
請願者 神奈川県茅ヶ崎市長 内
田俊一外三名
紹介議員 石村幸作君 鈴木泰一君
神奈川県茅ヶ崎電報電話局の現庁舎
は、茅ヶ崎信用金庫の建物の一部を賃
借して運営されており、その不便は
なほだしく、一方人口は日に増し、市
勢の進展に伴い電話の需要は増加しつ
つあるにかかわらず、電話機が旧式磁
石單式であることは、東京横浜の衛生
都市として発展途上にある本市にとつ
てはまことに遺憾であるから、すみや
かに新庁舎を建設せられたいとの請
願。

第二二九六号 昭和二十七年十二
月十三日受理
群馬県沼田電報電話局庁舎新築等
に関する請願
請願者 群馬県利根郡沼田町長
細谷清雄外十一名
紹介議員 境野清雄君
群馬県沼田電報電話局庁舎は、特定郵
便局当時そのまゝの郵便局の二階の一
部で業務を運行しているため交換機
の増設は困難であるばかりでなく、機械
設備も旧式であるため従業員の努力に
もかわらず交換能率が上がらず、常
に加入者からの不平不満が多く産業の
振興、官公署、会社、工場等の能率に
及ぼす影響は多大であるから、昭和二
十八年度において庁舎の新築と電話交
換機の設備改善を図られたいとの請
願。

る要望があるにもかかわらず、その声は全く満たされず、産業の開発上誠に遺憾にたえないから、すみやかに電話設備の拡充整備を図りたいとの陳情。

第三一八号 昭和二十七年十二月十二日受理

栃木県の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者 栃木県議会議長 佐藤清一郎

栃木県においては、電話架設希望者が激増しているが、現在未設のものがすでに三千に達しており、かつ電話の通話数も増加しつつある。ことに宇都宮より東京、横浜、足利、佐野、真岡、烏山方面等は電話回線の不足により通話に長時間を要する状況であるから、昭和二十八年度において予算を大幅に増額し電話の整備拡充を図りたいとの陳情。

第三一九号 昭和二十七年十二月十二日受理

埼玉県所沢電報電話局庁舎新築等に関する陳情

陳情者 埼玉県所沢市長 内田常光 外二名

埼玉県所沢電報電話局の局内設備はすでに飽和点に達し、今後の申込については局舎の新築をまつ外なく、すでに現在の申込希望者は五百余名を数え、今後当市の急激な発展が予想されるときまことに寒心にたえないから、本年中に局舎の新築、施設の拡充を実現せられたいとの陳情。

昭和二十八年一月三十日印刷

昭和二十八年一月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局